

bulletin board

こんにちは! ハイ市役所です

市役所 〒763-8501 丸亀市大手町二丁目3番1号・☎②2111(代表)

④は綾歌市民総合センターを、
⑤は飯山市民総合センターを
表します。

募集

にほんごボランティア

丸亀市国際交流協会 ☎⑥1771
丸亀市国際交流協会は、市内在住または在勤の外国人を対象に「にほんご日曜教室」を毎週日曜日の午前10時から正午まで、まなびらんど5階視聴覚教室で行っています。そこで、外国人が日本語を習得するための「にほんごボランティア」を募集します。資格・経験は問いません。ただし、経験者を大歓迎します。申し込みなど詳しくは、丸亀市国際交流協会へ。

丸亀港の清掃ボランティア

建設課 ☎②8813
第16回リフレッシュ瀬戸内(港湾清掃)に参加しませんか。とき=6月15日(日)・午前8時~9時(小雨決行)▷ところ=丸亀港一帯▷集合場所=みなと公園北側▷締め切り=6月12日(木)

新しい講座が始まります

生涯学習課 ☎②1392
●市民ライフアップ講座
あなたの「やってみたい」講座を作ってみませんか。暮らしに役立つ楽しいアイデアを募集します。

締め切り=6月30日(月)
●生涯学習まちづくり「まるがめ塾」
地域活動に役立つ基本的な考え方や手法を学び、特色あるまちづくりに生かすための参加型学習講座です。どちらも要綱・申込書などの請求は、市生涯学習課へ。
●蓬萊大学開講式講演会「自分の体は自分で守ろう」
とき=6月4日(水)・午後1時半▷ところ=まなびらんど4階講座室1▷講師=寺岡啓明さん(転倒予防を考える会)▷定員=70人程度(先着順)▷参加料=無料

市営住宅の入居者

住宅課 ☎②8814
④業務担当 ☎⑥5551
⑤業務担当 ☎⑧7957
資格=①市内に住居を必要としている②住宅に困っていない③市町村税などを滞納していない④同居の家族がいる(单身でも入居できる場合がある)⑤収入が基準の範囲内である⑥暴力団員でない▷募集住宅=富士見団地、外浜団地、今津団地、原田団地▷申込期間=6月2日(月)~6日(金)▷選考方法=申し込みが募集戸数を上回る場合は抽選▷抽選日=6月10日(火)▷入居予定=7月上旬▷入居条件=敷金と連帯保証人一人が必要▷注意事項=申込時には申込書のみ提出。その他の必要書類は当選した人のみ提出。
今回の募集で応募がなかった住宅は7月1日(火)から31日(木)(土・日曜日、祝日を除く)

まで申し込みを受け付けます。
《特定公共賃貸住宅》
富士見団地、平山ハイツの入居者については、申込期間にかかわらず随時募集しています。入居要件など詳しくは、市住宅課へ。

お年寄りの史跡巡訪

福祉課 ☎②8831
対象=60歳以上で配偶者のいない人▷とき=7月4日(金)・午前7時半~午後6時帰着予定▷集合場所=市役所、④、⑤▷行き先=出雲大社、古代出雲歴史博物館▷定員=250人(多数の場合は抽選)▷参加料=3,500円▷申し込み方法=往復はがきに住所、氏名、生年月日、電話番号を記入のうえ、〒763-8501市福祉課内老人クラブ事務局へ郵送▷締め切り=6月13日(金)

お知らせ

宝くじはコミュニティ活動を支援しています

生活課 ☎②8809
市では、宝くじ助成事業を受けて、コミュニティに太鼓、コピー機、印刷機、調理台、ノートパソコンを購入しました。これは、(財)自治総合センターが宝くじの普及広報の一環として、コミュニティを支援する事業の一つです。これらの備品によって、コミュニティセンターの設備の充実と地域活動の活躍が期待されます。

介護保険負担限度額更新申請について

介護支援課 ☎②8807
介護保険施設に入所してい

る人や短期入所(ショートステイ)を利用している人で、介護保険負担限度額認定を受けている人が引き続きサービスを利用する場合は、7月末ま

でに更新手続きをしてください。なお、ケアマネジャー・施設などから既に手続きをしている場合は不要ですので、担当者に確認してください。

■食費・居住費の負担限度額(1日当たり)

段階	対象者	ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室	食費
1	●生活保護を受けている人 ●住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人など	820円	490円 (320円)	0円	300円
2	●住民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の人など	820円	490円 (420円)	320円	390円
3	●住民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入額の合計が年額80万円を超える人など	1,640円	1,310円 (820円)	320円	650円

※()は従来型個室で特別養護老人ホームに入所または、短期入所(ショートステイ)した場合の金額です。

児童手当現況届の提出

児童課 ☎②8808
現在、児童手当を受けている人は、引き続き手当を受ける要件があるかどうか確認のために、毎年「現況届」を提出する必要があります。届出用紙は、6月中旬に送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添えて6月30日(月)までに提出してください。なお、届け出がない場合は、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

また、これまで所得制限により児童手当を受けていなかった人でも、平成19年中の所得によっては、手当を受給できる場合があります。児童手当は請求した翌月からの支給になりますので、早目に市児童課へお問い合わせください。

幼稚園就園奨励費

教育部総務課 ☎②8820
市では、保護者の負担軽減のため、国または市の基準に該当する世帯に対し、入園料・保育料・預かり保育料の全額または一部を補助しています。

対象=①市内在住で、3歳から5歳まで(私立の場合は満3歳から)の幼児を市立・私立の幼稚園に就園させている保護者②年度途中で幼稚園に入園する保護者▷申込先=通園する幼稚園
詳しくは、教育部総務課へ。

第50回 水道週間

(6月1日~7日)

「ただいまー

蛇口ひねって 水ゴクリ」

<http://www.marugame-suidou.jp>

※水道HPにはお役立ち情報満載! 入札結果なども公表しています。

「人権擁護委員の日」をご存じですか

人権課 ☎②8811
法務省と全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めて、人権擁護委員制度の周知および人権思想の普及・高揚に努めています。人権問題でお困りの人は、人権相談所または人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

子どもの人権110番 ☎0120-007-110)、女性の人権

ホットライン(☎0570-070-810)、特設人権相談=6月2日(月)・午前10時~午後3時
市役所本館1階南会議室の常設人権相談もあります。

松くい虫薬剤防除

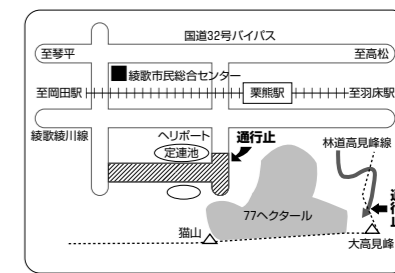
農林水産課 ☎②8845

④業務担当 ☎⑧5516

綾歌地区において、松くい虫薬剤防除(空中散布)を実施します。雨天または強風の場合は順延します。散布中は、市道烏田・畦田線の一部と林道高見峰線が通行止めとなります。また、薬剤散布後7日間は山林へ入らないでください。使用する薬剤は人畜に対して毒性の低い物ですが、安全を確保するため、区域には白色の三角旗を立てています。

予定日=6月3日(火)(1回目)、24日(火)(2回目)・午前5時~9時▷実施区域=栗熊地区77㍻

詳しくは、市農林水産課へ。



●くらしのセミナー/とき=6月27日(金)・午後1時半~3時▷ところ=ひまわりセンター▷演題=地球温暖化、→

→私はどうしたらいいの?(地球環境問題)▷参加料=無料▷問い合わせ先=市生活課(☎②8809)